

社会福祉法人竜光会 役員及び評議員等に対する報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人竜光会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員等とは、評議員及び選任・解任委員をいう。
- (3) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける費用を指し、次号に定める費用とは明確に区別されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する通勤手当、旅費(宿泊費を含む)交通費及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 当法人の役員及び評議員等は無報酬とする。ただし、職務遂行の対価として、この法人の会議に出席した際は、1回につき 5,000 円を費用弁償(交通費)として支給する。
2 この法人が運営する施設の職員については、無報酬とする。

(費用)

第4条 当法人の役員及び評議員等が業務により出張した場合は、当法人が運営する保育園の旅費規程に基づいて算出した旅費を支給する。

(公表)

第5条 この規程をもって、この法人の報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、第1回定時評議員会の決議により施行する。